

1	動物の愛護及び管理に関する法律とは	3
2	飼い主に守ってほしい5か条	6
3	虐待や遺棄の禁止	8
4	動物取扱業の規制	10
5	実験動物や産業動物の飼養及び保管	13
6	特定動物の飼養の規制	14

人と動物のよきよき関係をめざして

近年、動物は心豊かな生活にとって重要な存在になってきました。

しかし、残念なことに、一部では、動物の虐待事件や遺棄、悪質な業者による販売が見受けられ、社会問題にもなっています。また、マナーの悪い飼い主や多頭飼養者による、鳴き声・悪臭など近隣への迷惑や、動物による傷害事件なども発生しています。

このような状況を踏まえ、動物愛護及び適正な管理のより一層の推進を図るために、平成17年6月、動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました。

動物の愛護及び管理に関する法律のあゆみ

昭和48年	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
平成11年	「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更 動物取扱業の規制、飼い主責任の徹底、虐待や遺棄にかかわる罰則の適用動物の拡大、罰則の強化など大幅に改正
平成17年	一部改正（動物取扱業の規制強化、実験動物への配慮、特定動物の飼養規制の一律化、罰則の強化など）